

山梨県公報

第百三十号

令和二年

九月二十四日

木曜日

目次

○道路の区域変更(三件)……………	四七三
○道路の供用開始(三件)……………	四七四
公 告	
○一般競争入札について……………	四七五
○公共測量の実施(六件)……………	四七六
○開発行為に関する工事の完了について……………	四七七
企 業 局	
○山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程……………	四七七
○山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………	四七七
選挙管理委員会	
○政治団体の名称等の届出……………	四八〇
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	四八二
○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	四八二
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	四八二

告 示

山梨県告示第百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡西桂町倉見字峰岸七五二番一地从り 南都留郡西桂町倉見字峰岸七五〇番一地从りまで	旧	二二・七	七・一
	新	一一・三	七・一

山梨県告示第百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡西桂町倉見字東海戸道下一五番一地从り 南都留郡西桂町倉見字東海戸道下一番一地从りまで	旧	一〇・七	四五・五
	新	一三・一	四五・五

山梨県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山北山中湖線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	新	旧	
南都留郡山中湖村平野字宮脇一九五二番一 地先から 南都留郡山中湖村平野字宮脇一九五三番一 地先まで	八・四 〃 二二・四	八・四 〃 二二・〇	三七・一

山梨県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山上萩原字萩原山四七 八三番一地先から	四一・二	令和二年九 月二十四日

甲州市塩山上萩原字萩原山四七 八三番一地先まで

山梨県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山上萩原字萩原山四七 八三番一地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七 八三番一地先まで	一一・二	令和二年九 月二十九日

山梨県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山中湖小山 線	南都留郡山中湖村平野字吉政六 〇八番一地先から	八〇・〇	令和二年九 月二十四日

南都留郡山中湖村平野字吉政六
〇八番一地先まで

公 告

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年九月二十四日

山梨県産業技術センター

所 長 初 鹿 野 晋 一

- 一 一般競争入札に付する事項
1 調達をする物品等の名称及び数量
(一) 名称 オシロスコープ
(二) 数量 一式
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限 令和三年二月二十六日
- 4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)

第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)に係る登録を受けている者であること。

4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査
1 申請の時期 この公告の日から令和二年十月一日(木)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―一三九五)

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和二年十月一日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇〇一〇〇五五山梨県甲府市大津町二千九十四山梨県産業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一)

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和二年十月一日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五―に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和二年九月三十日(水)午後五

時まで五1に掲げる場所に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十一月五日(木) 午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四山梨県産業技術センター

5 郵便等による入札書の提出先及び期限 五1に掲げる場所へ別途指示する方法により令和二年十一月四日(水) 午後五時までに到着するよう提出すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 第一百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責を負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県産業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Oscilloscope 1 set

2 Date and time for tender: 1:30PM November 5, 2020

3 Bureau in charge: Yamashashi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu Yamashashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

二 測量の地域 甲府市

三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

二 測量の地域 山梨市

三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により笛吹市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 笛吹市
- 三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中央市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 中央市
- 三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山中湖村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 山中湖村
- 三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年一月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士河口湖町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）

- 二 測量の地域 富士河口湖町
- 三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年一月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市旭町上條南割字外御勅使三千三百十四の百九十六、三千三百十四の百九十八、三千三百十四の百九十九、三千三百十四の三百五十四、三千三百十四の三百九十四及び三千三百十四の三百九十五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都府中市分梅町二の二十の五 株式会社 エーワン精密 代表取締役 林哲也

企業局

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年九月二十四日

山梨県公営企業管理者 井 出 仁

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程（平成二十六年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

西山ダム発電所

四九

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年九月二十四日

山梨県公営企業管理者 井 出 仁

山梨県管電事業保安規程の一部を改正する規程
山梨県管電事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

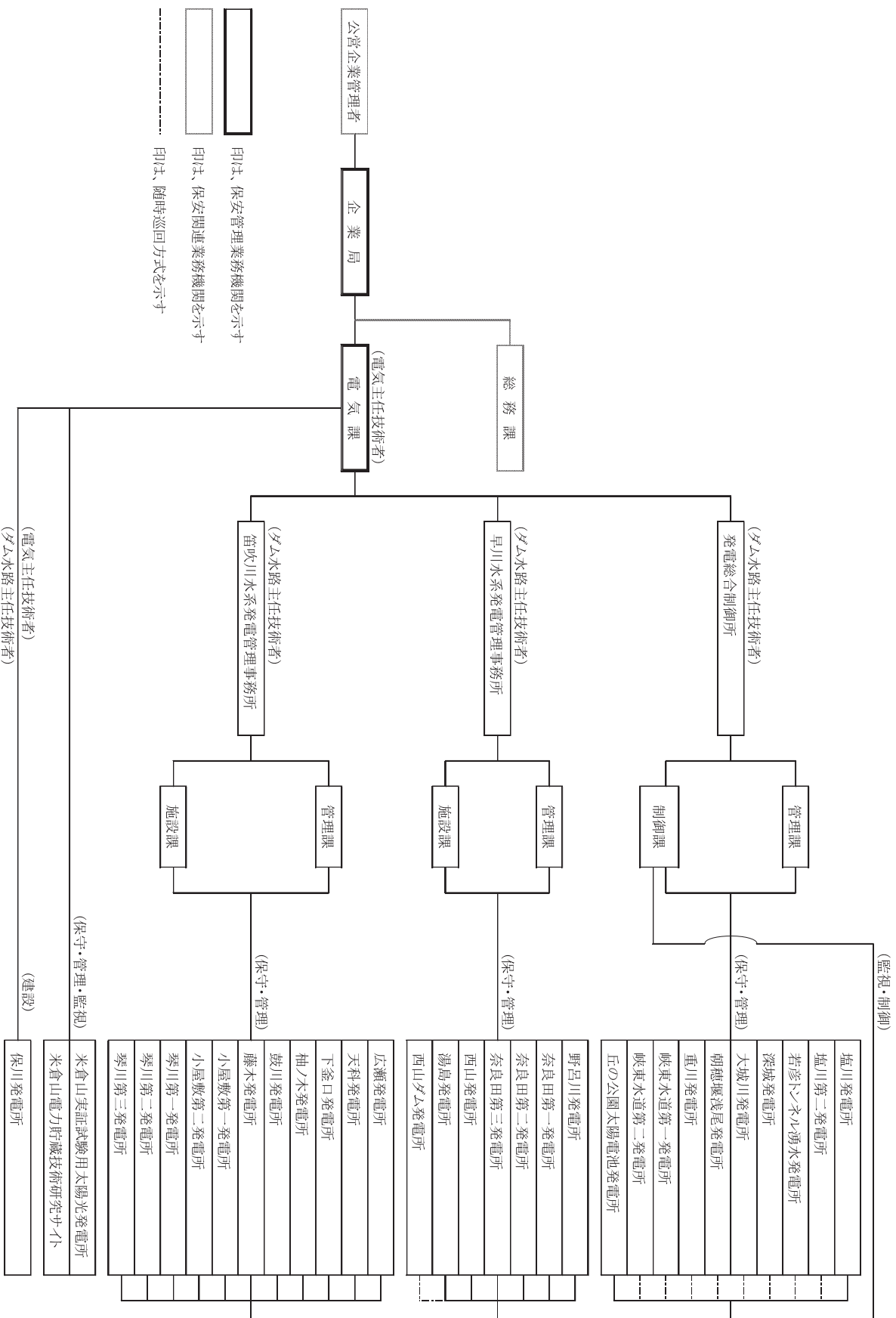
第五条第二項の表電氣主任技術者の項を次のように改める。

電氣主任技術者					電氣課長
保川発電所電氣工作物	米倉山電力貯蔵技術研究サイト電氣工作物	米倉山実証試験用太陽光発電所電氣工作物	笛吹川水系発電管理事務所所管電氣工作物	早川水系発電管理事務所所管電氣工作物	電氣課長
保川発電所電氣工作物	米倉山電力貯蔵技術研究サイト電氣工作物	米倉山実証試験用太陽光発電所電氣工作物	笛吹川水系発電管理事務所所管電氣工作物	早川水系発電管理事務所所管電氣工作物	
保川発電所電氣工作物	米倉山電力貯蔵技術研究サイト電氣工作物	米倉山実証試験用太陽光発電所電氣工作物	笛吹川水系発電管理事務所所管電氣工作物	早川水系発電管理事務所所管電氣工作物	
保川発電所電氣工作物	米倉山電力貯蔵技術研究サイト電氣工作物	米倉山実証試験用太陽光発電所電氣工作物	笛吹川水系発電管理事務所所管電氣工作物	早川水系発電管理事務所所管電氣工作物	
保川発電所電氣工作物	米倉山電力貯蔵技術研究サイト電氣工作物	米倉山実証試験用太陽光発電所電氣工作物	笛吹川水系発電管理事務所所管電氣工作物	早川水系発電管理事務所所管電氣工作物	
					電氣課管理職員

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保安に関する組織機構



別表第二本庁の項中「米倉山実証試験用太陽光発電所」の次に「及び米倉山電力貯蔵技術研究サイト」を加え、「西山ダム発電所、」及び「及び米倉山電力貯蔵技術研究サイト」を削り、同表事業所の部早川水系発電管理事務所の款中「及び湯島発電所」を「、湯島発電所及び西山ダム発電所」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和二年九月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
笛山会	山田清岡	海野みや子	笛吹市石和町市部四七七―四	令和二年八月七日	令和二年八月十四日
立憲主義を推進する山梨の会	飯島修	長谷川一保	甲府市丸の内三―九―七	令和二年八月二十日	令和二年八月二十六日
山梨県改革協議会	佐藤茂樹	田中甲子男	甲府市相生一―一―二一	令和二年八月二十六日	令和二年八月二十八日
健幸ほくとを支える会	小尾英之	輿石君夫	北杜市長坂町長坂上条一―八五	令和二年九月七日	令和二年九月七日
北杜を未来へつなぐ会	小須田牧	酒井久欣	北杜市高根町清里三五四五	令和二年九月一日	令和二年九月七日
望月幹也後援会「幹の会」	望月秀哉	伊藤文雄	南巨摩郡身延町切房木二二―一	令和二年九月七日	令和二年九月七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
耐政会		自由民主党六郷支部		山梨の未来を語る会		中嶋克仁同志会		中島かつひと後援会	
		井上達雄	笠井雄一						
								野沢正	石井貴志
中巨摩郡昭和町河東中島四九九-二	中巨摩郡昭和町河東中島五五五-一	西八代郡市川三郷町宮原六一四-一	西八代郡市川三郷町楠浦二九九-三	甲斐市下今井九三三-一	甲斐市貢川本町七-二〇	甲斐市下今井九三三-一	甲斐市貢川本町七-二〇	甲斐市下今井九三三-一	甲斐市貢川本町七-二〇
令和二年八月二十四日	令和二年八月十日	令和二年八月七日	令和二年八月七日	令和二年八月七日	令和二年八月七日	令和二年八月七日	令和二年八月七日	令和二年八月七日	令和二年八月七日
令和二年八月二十五日	令和二年八月十七日	令和二年八月十四日	令和二年八月十四日	令和二年八月十四日	令和二年八月十四日	令和二年八月十四日	令和二年八月十四日	令和二年八月十四日	令和二年八月十四日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
海野としひこ後援会笛山会	伊藤三郎	海野みや子	笛吹市石和町市部四七七-四	平成二十八年十月三十一日	令和二年八月十四日
田辺篤後援会	田辺篤	荒井純一郎	甲州市塩山下於曾一二四〇	令和二年七月三十一日	令和二年八月二十四日
竹馬の会	荒井純一郎	鷹野忠彦	甲州市塩山下於曾一二四〇	令和二年七月三十一日	令和二年八月二十四日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
田辺篤	市長	田辺篤後援会	甲州市塩山下於曾一二四〇	田辺篤	令和二年七月三十一日	令和二年八月二十四日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日

新	中嶋克仁	中嶋克仁同志会	甲府市貢川本町七一二〇	令和二年八月七日	令和二年八月十四日
旧			甲斐市下今井九三三一		

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和二年九月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一三、八〇一

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年九月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一八一、六七五

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年九月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、六六〇
中巨摩郡	五、三三五
南都留郡	一二、八六一
甲府市	五一、八〇三
富士吉田市	一三、六四九
都留市・西桂町	九、六五七
山梨市	九、七八〇
大月市	六、九七三
韮崎市	八、一九九
南アルプス市	一九、六四二
北杜市	一三、四二二
甲斐市	二〇、六三四
笛吹市	一九、二五七
上野原市・北都留郡	七、〇四七
甲州市	八、八七六
中央市	八、二二六